

生活情報誌

～生活に
いろどりを～



だまされないで！不審な電話に関する相談が増えています。

トラブル事例

●大手通信会社を名乗り、「料金が支払われていないため、2時間後に電話を利用停止にする」という音声案内の電話がかかってきた。自動音声ガイダンスに従って9番を押したところ、オペレーターに繋がって、住所・氏名・生年月日を伝えてしまった。個人情報が悪用されないか心配だ。

私の名前は
〇〇です。
住所は……



●警察官を名乗る電話で「あなたの口座が犯罪に使われている」と言われ、ビデオ通話に誘導された。警察手帳を見せられたあと、「資産を保護する」「口座を調査する」などと言われ、口座情報などを伝えた。さらに、お金を振り込むよう要求された。



トラブル防止のためのアドバイス

○身に覚えのない未納料金などを請求されてもすぐに回答せず、不明な点があれば相手方事業者等本来の連絡先を自分で調べて問い合わせてください。

○非通知や知らない番号からの電話は、慎重に対応しましょう。実在する警察署等の電話番号を偽装して表示させたり、国際電話番号(+1や+44などから始まる番号)を利用した特殊詐欺の手口も確認されています。

○電話の中で個人情報を知られても、絶対に教えないようにしましょう。特殊詐欺被害対策として、自動通話録音機を設置することも非常に有効です。

自動通話録音機について



お気軽にご相談ください

大田区立消費者生活センター

相談専用電話 ☎03(3736)0123

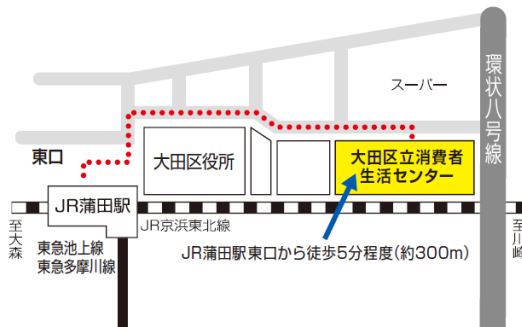
受付：月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後4時30分

〒144-0052 大田区蒲田5-13-26-101

電話03(3736)7711(代表) FAX 03(3737)2936

土・日、祝日は国・都の機関がお受けします い や や

消費者ホットライン ☎188



大田区 消費生活相談

検索

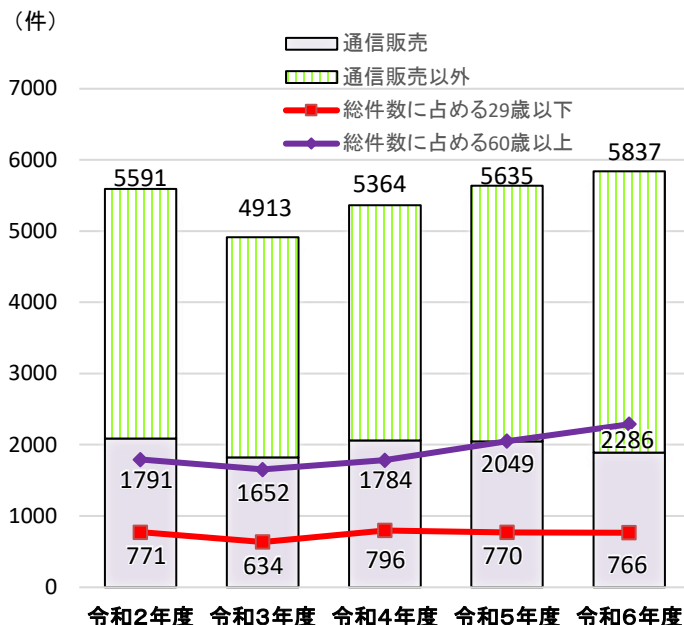


令和6年度 消費生活相談の概要

相談件数の推移(5年間)

令和6年度の消費生活相談総件数 5,837件

令和3年度から増加に転じ、令和6年度はさらに増加しました。特に60歳以上の方の相談が増加しています。



令和6年度の**通信販売**に関する相談は1,888件、相談件数全体の32.3%となりました。その多くをインターネット通販が占めており、**定期購入**に関するトラブルの相談が多く寄せられています。

通信販売はクーリング・オフが適用されないため、契約前に解約や返品条件等をよく確認しましょう。また、購入時の「**最終確認画面**」に契約に関する重要な情報が集約されています。最終確認画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。



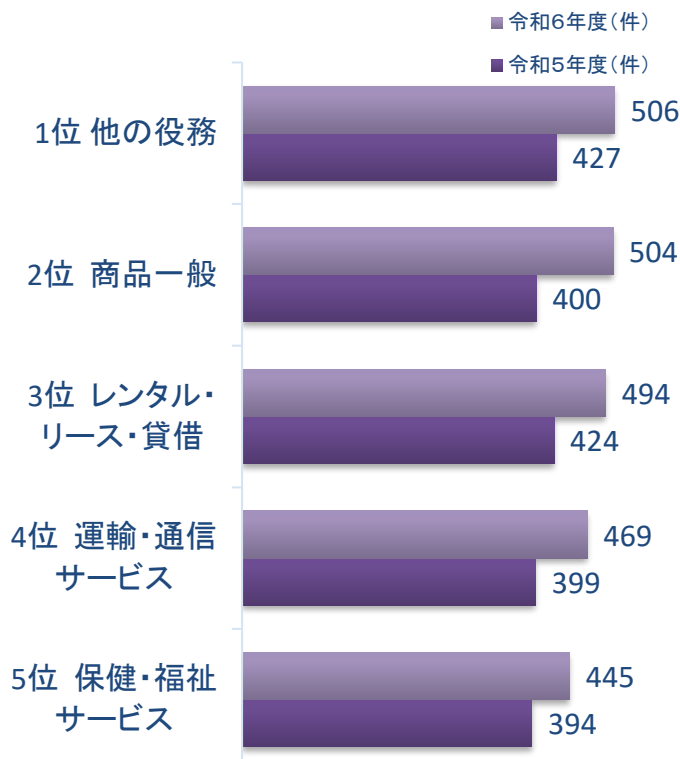
高齢者の相談では、年齢が高くなるほど訪問販売や電話勧誘の相談が増えています。給湯器、分電盤、屋根などの無料点検をして、不安をあおって商品やサービスを契約させる「**点検商法**」によるトラブルが多発しています。

電話や突然訪問してきた事業者を安易に自宅に上げて点検させないようにしましょう。また、その場ですぐに契約せず十分に検討することが大切です。



商品・役務別(大分類)相談件数

※全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の分類による。



★1位「他の役務」は給湯器の点検、飲食店、不用品回収などの相談です。
(対前年度比118.5%)

★2位「商品一般」は不審な電話、不審なメール、クレジットカード不正利用などの相談です。
(対前年度比126.0%)

★3位「レンタル・リース・貸借」は、賃貸アパート、賃貸マンションなどに関する相談です。
(対前年度比116.5%)

★4位「運輸・通信サービス」は、携帯電話サービス、光回線、引越しなどに関する相談です。
(対前年度比117.5%)

★5位「保健・福祉サービス」は医療脱毛、脱毛エステ、害虫駆除サービスなどに関する相談です。
(対前年度比112.9%)